

承第1号

檀原市税条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、檀原市税条例の一部を改正する条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

専 決 処 分 書

檀原市税条例の一部を改正する条例について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和2年3月31日

檀原市長 亀田 忠彦

理由 地方税法の一部改正により、個人の市民税における扶養控除申告書様式の修正、固定資産税における所有者が不明な場合の措置の見直し等を行うことにつき、令和2年度の課税事務上、急を要するため

檀原市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

檀原市長 亀田 忠彦

檀原市条例第14号

檀原市税条例の一部を改正する条例

檀原市税条例（昭和31年檀原市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第12項」を「第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第28項」を「第27項」に改め、同条第

2項中「第29項」を「第28項」に改め、同条第3項中「第30項」を「第29項」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は法第383条」を「若しくは法第383条」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）の」に改め、「第16条の2の3」の次に「第2項」を加え、「提出しない場合には、適用しない。」を「提出している場合に限り、適用する。」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第111条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

第121条第2項中「第10項から第12項」を「第9項から第11項」に、「第22項から第24項」を「第21項から第23項」に、「第26項」を「第25項」に、「第28項から第31項」を「第27項から第30項」に、「第33項又は第34項」を「第32項又は第33項」に改める。

附則第5条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第7条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第7条の2第2項を削り、同条第3項中「第6号」を「第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第33項」を「第30項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第33項」を「第30項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第38項」を「第34項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「第44項」を「第38項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「第45項」を「第39項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「第47項」を「第41項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項を同条第9項とする。

附則第9条、第10条、第10条の3及び第12条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第14条第1項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第2項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第3項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第4項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第5項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第16条第1項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改め、同条第2項中「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条の3中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項」に、「又は第34項」を「又は第33項」に、「第34項まで又は法」を「第33項又は」に改める。

附則第18条の2第1項中「令和2年度」を「令和5年度」に、「前条第1項規定に

かかわらず」を「前条第1項の規定にかかわらず」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、前条の規定による改正後の檀原市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設

備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新条例附則第17条の3の規定の適用については、同項中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

承第2号

檀原市国民健康保険条例及び檀原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例に関する専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、檀原市国民健康保険条例及び檀原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

檀原市長 亀田 忠彦

専 決 処 分 書

檀原市国民健康保険条例及び檀原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

ただし、別紙のとおり

上記のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和2年4月20日

檀原市長 亀田 忠彦

理由 新型コロナウイルス感染症対策として、後期高齢者医療保険及び国民健康保険における保険給付として、傷病手当金を支給するにあたり、その制度の趣旨から早急に関係事務を開始する必要があるため、急を要するため

橿原市国民健康保険条例及び橿原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月20日

橿原市長 亀田 忠彦

橿原市条例第15号

橿原市国民健康保険条例及び橿原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(橿原市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 橿原市国民健康保険条例(昭和34年橿原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第2条 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬

月額額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第3条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第4条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により本市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

(檀原市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 檀原市後期高齢者医療に関する条例(平成20年檀原市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第4条から第6条までの規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の檀原市国民健康条例附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から別に市長が規則で定める日までの間に属する場合に適用する。